

# 一管区水路通報第 3 3 号



平成 2 0 年 8 月 2 9 日

第一管区海上保安本部

第 6 5 3 項	北海道南岸	汐首岬西方	灯台光達距離変更
第 6 5 4 項	北海道南岸	内浦湾	水路測量
第 6 5 5 項	北海道南岸	室蘭港	風力モータ撤去
第 6 5 6 項	北海道南岸	室蘭港付近	ヨットレース
第 6 5 7 項	北海道南岸	襟裳岬西方	射撃訓練
第 6 5 8 項	北海道南岸	釧路港	航泊禁止等
第 6 5 9 項	北海道南岸	厚岸湾	灯台光達距離変更
第 6 6 0 項	北海道北岸	能取岬北方	魚礁設置作業
第 6 6 1 項	北海道北岸	能取岬西方	ポーリング作業
第 6 6 2 項	北海道北岸	能取岬西方	観測用機器設置
第 6 6 3 項	北海道西岸	稚内港	航泊禁止
第 6 6 4 項	北海道西岸	稚内港付近	油流出事故対策訓練
第 6 6 5 項	北海道西岸	利尻島南方	魚礁設置作業
第 6 6 6 項	北海道西岸	羽幌港南方	魚網設置
第 6 6 7 項	北海道西岸	石狩湾	射撃訓練
第 6 6 8 項	北海道西岸	小樽港	航行禁止
第 6 6 9 項	北海道西岸	江差港	岸壁等完成
第 6 7 0 項	北海道西岸	江差港	浅所存在
第 6 7 1 項	津軽海峡	西口	フレア発射訓練
第 6 7 2 項	津軽海峡	東口	フレア発射訓練

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX番号 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

0134-32-9319 (情報ボックス) は昨年(H19年)12月で終了しました。

FAXをご利用になる方は0134-27-6190 (ポーリングサービス) を  
ご利用ください。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

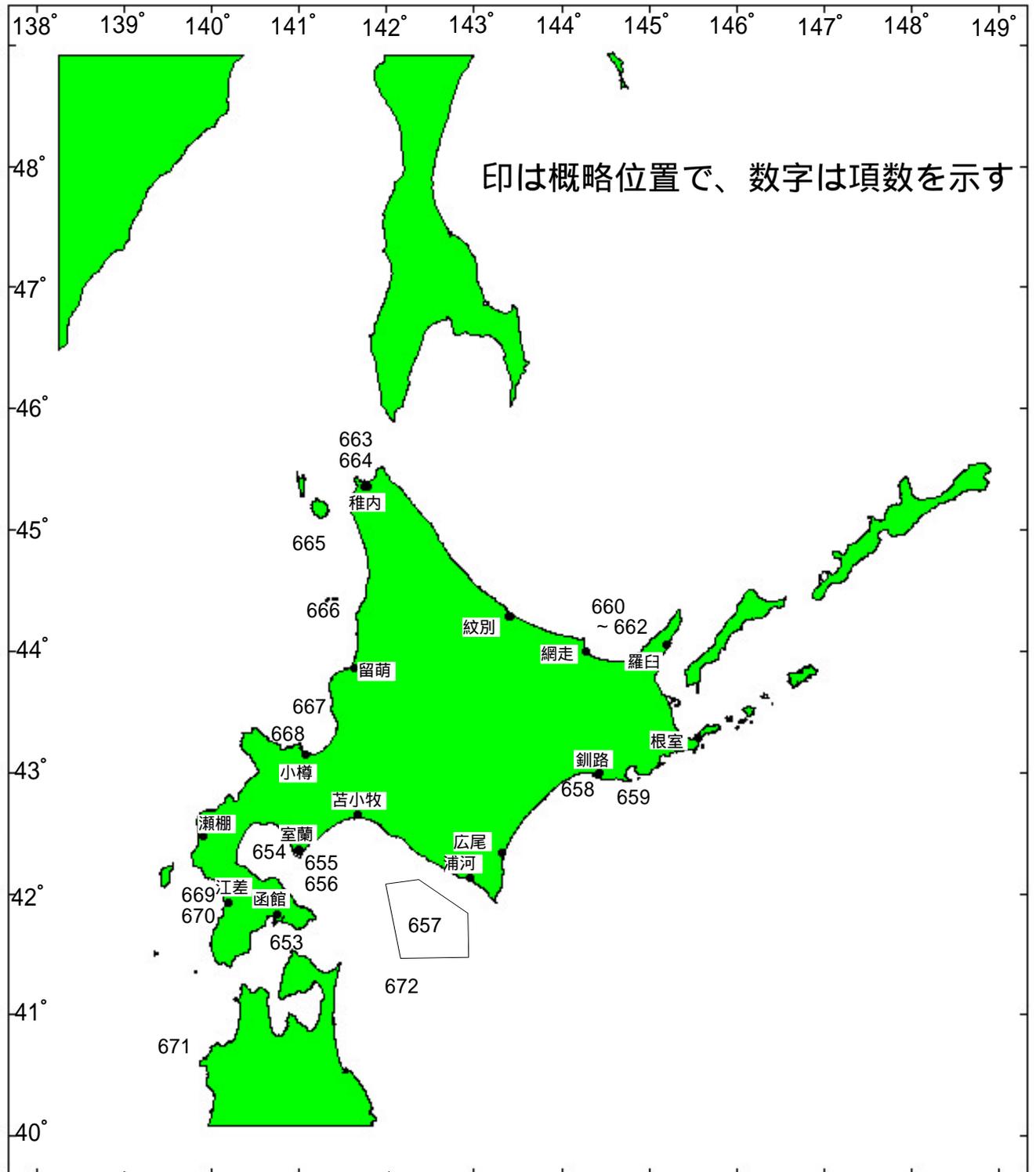
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 3 号小樽港湾合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

メールアドレス [sodan1@jodc.go.jp](mailto:sodan1@jodc.go.jp)

# 索引図



20年653項 北海道南岸 - 汐首岬西方 灯台光達距離変更

一管区水路通報20年30号555項削除  
釜谷港西防波堤灯台の光達距離は変更された。

位置 41-43.8N 140-56.2E

光達距離 (変更前)8 海里  
(変更後)4 海里

海図 W9

参照書誌 411 0031番

出所 第一管区海上保安本部交通部



20年654項 北海道南岸 - 内浦湾、伊達港付近 水路測量

下記区域で、水路測量が実施される。

期間 平成20年9月1日～30日(うち2日間)

区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 42-28.1N 140-50.8E(岸線上)

(2) 42-27.7N 140-50.8E

(3) 42-27.9N 140-50.2E

(4) 42-28.3N 140-50.2E(岸線上)

備考 作業船は白紅白の燕尾旗掲揚。

海図 W17

出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



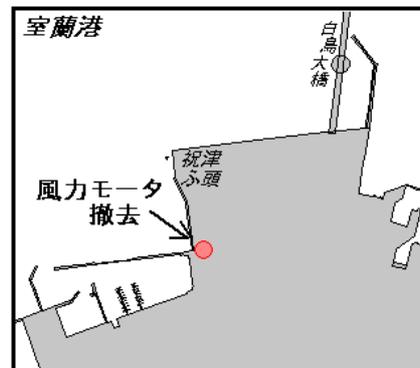
20年655項 北海道南岸 - 室蘭港、風力モータ撤去

下記位置の風力モータは撤去された。

位置 42-20-35N 140-56-35E 付近(高さ65m)

海図 W16

出所 室蘭海上保安部



20年656項 北海道南岸 - 室蘭港付近 ヨットレース

下記位置で、クルーザーヨットによるヨットレースが実施される。

期日 平成20年8月31日 0855～1400

位置 室蘭港大黒島付近～チキウ岬沖

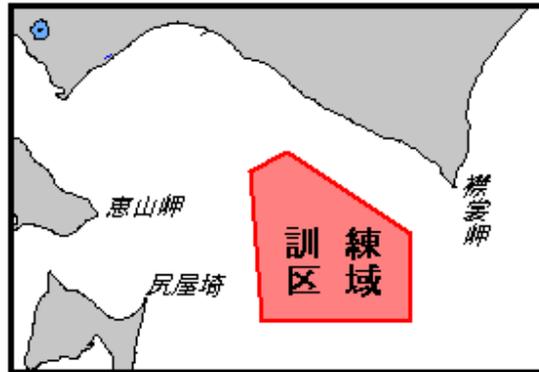
備考 警戒船配備。

海図 W14

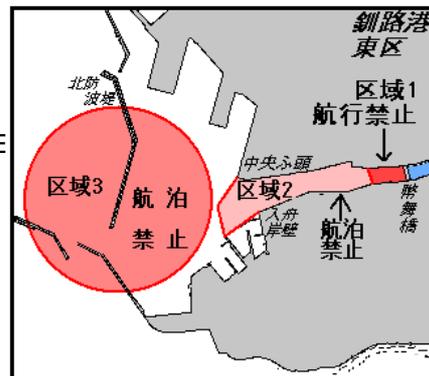
出所 室蘭港長



20年657項 北海道南岸 - 襟裳岬西方 射撃訓練  
 下記区域で、航空自衛隊による空対空射撃訓練が実施される。  
 期 間 平成20年9月1日～9月30日(土、日及び祝日は除く。) 毎日0800～1700  
 区 域 下記5地点により囲まれる区域及びその上空9,144mまで  
 (1) 41-43-09N 142-59-46E  
 (2) 41-20-10N 142-59-46E  
 (3) 41-20-10N 142-07-47E  
 (4) 41-59-09N 142-03-47E  
 (5) 42-04-09N 142-16-46E  
 海 図 W1030  
 出 所 防衛省航空幕僚監部



20年658項 北海道南岸 - 釧路港、東区 航泊禁止等  
 下記区域で、花火大会の実施に伴い、一般船舶の航泊及び航行が禁止される。  
 期 日 平成20年9月6日(予備日7日) 区域1、2は1400～2100  
 区域3は1900～2000  
 区 域 1 航行禁止区域は、下記2地点を結ぶ線と幣舞橋までの陸岸及び幣舞橋で囲まれる区域  
 (1) 42-58-49.4N 144-22-56.5E  
 (2) 42-58-53.2N 144-22-54.8E  
 2 航泊禁止区域は、上記(1)(2)を結ぶ線と下記(3)～(6)を結ぶ線及び陸岸で囲まれる区域  
 (3) 42-58-51.0N 144-22-11.9E(岸線上)  
 (4) 42-58-44.0N 144-22-05.3E  
 (5) 42-58-36.5N 144-22-07.8E  
 (6) 42-58-42.5N 144-22-19.0E(岸線上)  
 3 航泊禁止区域は、42-58-45.6N 144-21-32.8E  
 を中心とする半径700mの円内区域  
 備 考 赤及び黄色灯付浮標で禁止区域を表示。  
 海 図 W31  
 出 所 釧路港長公示第6号(平成20年8月20日)



20年659項 北海道南岸 - 厚岸湾 灯台光達距離変更  
 一管区水路通報20年31号601項削除  
 床潭港西防波堤灯台は、光達距離が変更された。  
 位 置 42-59.7N 144-52.1E  
 光達距離 (変更前) 8海里  
 (変更後) 4海里  
 海 図 W36  
 参照書誌 411 0141.5番  
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



20年660項 北海道北岸 - 能取岬北方 魚礁設置作業

下記位置で、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成20年9月10日～11月10日

区 域 下記2地点

(1) 44-11-09N 144-15-51E

(2) 44-11-18N 144-15-57E

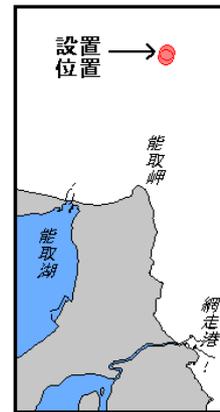
備 考 上記(1)に3.0m型円筒型魚礁(直径3.0m×高さ3.0m)131基沈設。

上記(2)に鋼製魚礁(大きさ10m×10m×10m)3基沈設。

旗付浮標で作業区域を表示。

海 図 W1039

出 所 網走海上保安署



20年661項 北海道北岸 - 能取岬西方、能取湖(能取漁港) ボーリング作業

下記位置で、スパット台船によるボーリング作業が実施される。

期 間 平成20年9月8日～30日

位 置 下記2地点

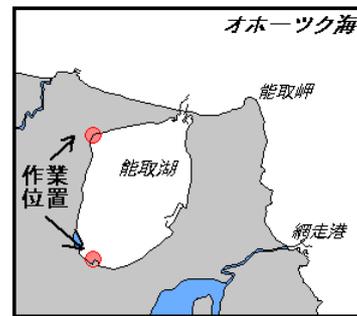
(1) 44-05.4N 144-07.1E 付近(能取地区)

(2) 44-01.0N 144-06.9E 付近(卯原内地区)

備 考 台船檣上に赤旗及び黄色灯(4秒1閃)を設置。

海 図 W1039

出 所 網走海上保安署



20年662項 北海道北岸 - 能取岬西方、能取湖 観測用機器設置

下記位置に、流況及び水質調査のための観測用機器が設置される。

期 間 平成20年9月4日～10月14日

位 置 下記3地点

(1) 44-06-06N 144-11-13E

(2) 44-03-47N 144-10-42E

(3) 44-01-35N 144-07-52E

備 考 設置、点検、回収作業を伴う。

上記(2)(3)に旗及び黄色灯付浮標設置。

海 図 W1039

出 所 網走海上保安署



20年663項 北海道西岸 - 稚内港 航泊禁止

下記区域で、油流出事故対策訓練実施のため、一般船舶の航泊は禁止される。

期 日 平成20年9月3日 1300～1500

区 域 下記(1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域(天北船だまりは除く。)

(1) 45-24-18.9N 141-42-09.5E(天北2号ふ頭東端)

(2) 45-24-24.3N 141-42-23.3E(南防波堤北端)

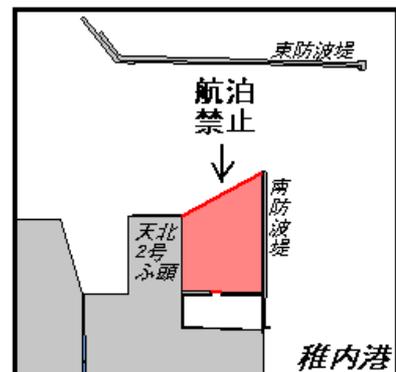
(3) 45-24-09.4N 141-42-14.2E(岸線上)

(4) 45-24-09.4N 141-42-16.2E(岸線上)

備 考 警戒船配備。

海 図 W1041

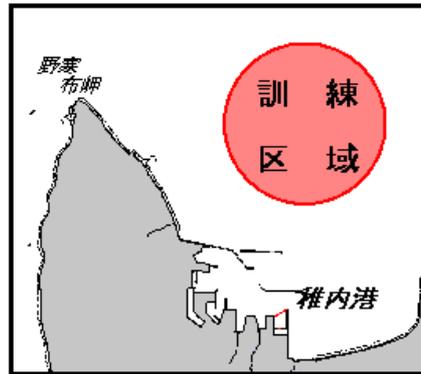
出 所 稚内港長公示第3号(平成20年8月26日)



20年664項 北海道西岸 - 稚内港付近 油流出事故対策訓練

下記区域で、巡視船3隻による油流出事故対策訓練が実施される。

期 日 平成20年9月3日 1300～1500  
 区 域 45-26.7N 141-42.7E  
 を中心とする半径1海里の円内区域  
 海 図 W1041  
 出 所 稚内海上保安部

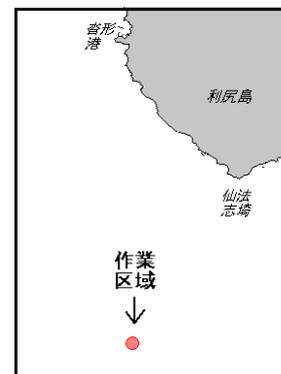


20年665項 北海道西岸 - 利尻島南方 魚礁設置作業

下記位置で、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成20年9月1日～10月20日  
 区 域 44-59-29N 141-08-32E 付近  
 備 考 3.0m型FP魚礁(大きさ3.0m×3.0m×3.0m)76基沈設。  
 鋼製魚礁(大きさ10m×10m×20m)3基沈設。  
 ボンデンで作業区域を表示。

海 図 W1045  
 出 所 稚内海上保安部



20年666項 北海道西岸 - 羽幌港南方、苫前港 魚網設置

下記位置に、さけ回帰状況調査のための刺網が設置される。

期 間 平成20年9月10日～10月31日 毎日0800～1400  
 位 置 44-19.0N 141-39.2E 付近に3点  
 備 考 赤旗付ボンデンで設置位置を表示。

海 図 W1045  
 出 所 留萌海上保安部

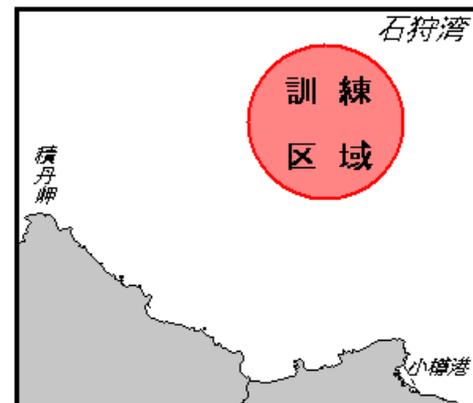


20年667項 北海道西岸 - 石狩湾 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 日 平成20年9月5日(予備日6日) 0900～1700  
 区 域 43-28.3N 140-54.0E  
 を中心とする半径5海里の円内区域  
 備 考 自船警戒。  
 国際信号旗「NE4」旗掲揚。  
 照明弾発射を伴う。

海 図 W28  
 出 所 小樽海上保安部



20年668項 北海道西岸 - 小樽港、第1区 航行禁止

下記区域で、訓練実施のため一般船舶の航行が禁止される。

期 間 平成20年9月1日 1300～1430

区 域 下記(1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 43-12-17.5N 141-00-22.6E(色内ふ頭南東端)

(2) 43-12-11.7N 141-00-26.5E(第3ふ頭北東端)

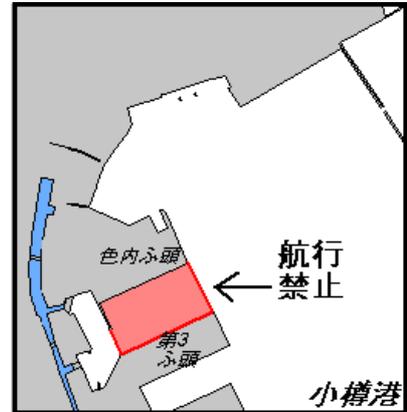
(3) 43-12-06.9N 141-00-12.2E(第3ふ頭北西端)

(4) 43-12-09.7N 141-00-10.5E(色内ふ頭南西端)

備 考 警戒船配備。

海 図 W5

出 所 小樽港長公示第5号(平成20年8月27日)



20年669項 北海道西岸 - 江差港 岸壁等完成

下記区域で、岸壁及び波除堤が完成している。

区 域 1 岸壁完成区域は下記3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 41-52-15.0N 140-07-34.2E(岸線上)

(2) 41-52-17.2N 140-07-33.3E

(3) 41-52-18.1N 140-07-37.3E(岸線上)

2 波除堤完成区域は下記2地点を結ぶ線上(幅3.3m)

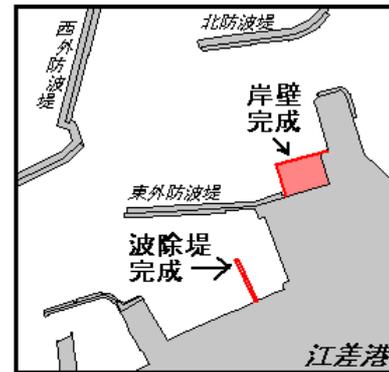
(4) 41-52-10.8N 140-07-29.8E

(5) 41-52-07.8N 140-07-31.6E(岸線上)

備 考 上記(4)に黄色灯設置。

海 図 W22(江差港)

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年670項 北海道西岸 - 江差港 浅所存在

下記位置に浅所が存在している。

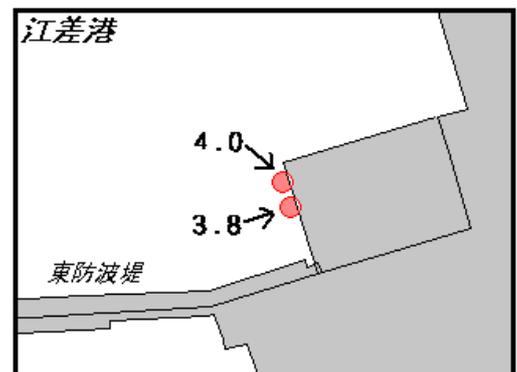
位 置 下記2地点

(1) 41-52-16.8N 140-07-33.3E 水深約4.0m

(2) 41-52-16.3N 140-07-33.5E 水深約3.8m

海 図 W22(江差港)

出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年671項 津軽海峡 - 西口 フレア発射訓練

下記区域で、自衛隊航空機3機によるフレア発射訓練が実施される。

期 間 平成20年9月16日(予備日17日) 0800~1700

区 域 40-55-09N 139-04-48E  
を中心とする半径10海里の  
円内区域及びその上空150m

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



20年672項 津軽海峡 - 東口 フレア発射訓練

下記区域で、自衛隊航空機3機によるフレア発射訓練が実施される。

期 間 平成20年9月16日(予備日17日) 0800~1700

区 域 41-20-10N 142-29-47E  
を中心とする半径15海里の円内区域とその上空150m

海 図 W43 - W53

出 所 防衛省海上幕僚監部

